

# 成績評価基準・試験について

## (成績評価基準)

1. 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。  
ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。  
学業成績の評価には、出席状況、授業態度、レポートなどの提出物、授業中に実施した小テストの結果などを考慮することがある。
2. 学業成績の判定は、優、良、可及び不可の4種をもってこれを表し、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。  
優、良、可をもって合格、不可を不合格とする。不可が一科目でもある場合は、進級できない。

## (試験)

1. 試験には定期試験・追試験・再試験がある。卒業試験については別に定める。  
定期試験は、学年末または学期末に行う。ただし、授業科目によっては、所定の講義時間が終了した時点で行う。  
追試験は、定期試験で不合格となった者のために行う。追試験を受験する場合は、定められた手続きを期日までに行わなければならない。  
試験の欠席は原則として認めない。ただし、忌引または出校停止の場合は、再試験を行う。
2. 定期試験を受けるためには、次の条件を備えなければならない。
  - (1) 講義科目については授業時間の3分の2以上出席していること。
  - (2) 実習科目については授業時間の5分の4以上出席していること。
  - (3) 臨床実習については5分の4以上出席し、かつ欠席分の補習を行っていること。
  - (4) レポートなどの提出物が期日までに提出されていること。

## (進級条件)

1. 定期試験で、その年度に修得すべき科目のうち、3分の2以上が不合格の場合は、進級を認めない。

# 卒業試験・国家試験について

## (卒業試験)

1. 卒業試験は3年生の1月～2月に行う。
2. 試験科目は歯科衛生士国家試験と同じ科目とする。
3. 卒業試験を受験するには、次の条件を備えなければならない。
  - (1) 臨床実習およびすべての講義、実習科目に合格していること。
  - (2) 総合学習に3分の2以上出席していること。
4. 卒業試験の合否の判定は得点率60%を目安にする。
5. 卒業試験合格者を対象に、国家試験についての補習を行う。その年度の補習日程に従って必ず出席すること。出席状況は卒業認定の資料とする。

## (国家試験)

歯科衛生士になるためには、歯科衛生士学校または養成所を卒業後、国家試験に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許を受けなければならない。歯科衛生士試験は、歯科衛生士法第10条(試験の目的)に基づき、「歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う」ものである。

### 【試験科目】

- 人体の構造と機能
- 歯・口腔の構造と機能
- 疾病の成り立ち及び回復過程の促進
- 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み
- 歯科衛生士概論
- 臨床歯科医学
- 歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科診療補助論

国家試験は毎年3月上旬の日曜日に実施され、受験手続きなどは取りまとめて学校が行う。

歯科衛生士教育の完全な履修修了を前提として受験が可能となるもので、本来は歯科衛生士学校の卒業証明書が必要となる。しかし、国家試験後に卒業式を迎えるため、卒業見込での受験が可能となる。その場合、卒業後に卒業証明書を提出しなければならない。